

第4期愛知県ホームレス自立支援施策等実施計画

平成31年3月



(目次)

第1	はじめに	1
第2	県内のホームレスの現状と問題点	
1	ホームレスの現状	3
2	現状における問題点と課題	7
第3	ホームレス対策の推進方策	
1	基本目標	9
2	ホームレス対策の個別課題及び推進すべき取り組み	9
(1)	ホームレスの就業の機会の確保	9
(2)	安定した居住の場所の確保	11
(3)	保健及び医療の確保	14
(4)	生活に関する相談及び指導	16
(5)	ホームレス自立支援事業等	17
(6)	ホームレスとなることを余儀なくされるおそれのある人たちに対する支援	19
(7)	緊急に行うべき援助及び生活保護法による保護の実施	20
(8)	ホームレスの人権の擁護	23
(9)	地域における生活環境の改善	24
(10)	地域における安全の確保等	25
(11)	民間団体との連携	25
(12)	ホームレスを生まない地域社会づくりの実現(地域福祉の推進)	26
3	計画の推進	27
4	計画期間、見直し等	29

文中における表記について

- 「ホームレス」は人を指す表現として用いており、本文中では重複を避ける意味からこの言葉に、「人」、「方」といった表記をしておりませんのでご理解願います。
- 平成31(2019)年5月に改元が予定されていますが、わかりやすい表記とするため平成31年度以降も「平成」を使用しています。

第1 はじめに

ホームレスに関する問題の解決に資することを目的に、平成14年8月に制定された「ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法(以下「特別措置法」という。)」は、10年間の時限立法でしたが、ホームレスの自立の支援等に関する施策を引き続き計画的かつ着実に推進する必要があるとして、平成24年に5年、平成29年にさらに10年間有効期限が延長されました。

また、平成27年4月には、生活困窮者に対する包括的かつ早期の支援を実施することを目的とする生活困窮者自立支援法(以下「困窮者支援法」という。)が施行されました。これにより、ホームレス自立支援施策のうち福祉の観点から実施している施策の多くは、特措法の趣旨・理念を踏まえつつ、困窮者支援法に基づいて実施されています。

国は、特別措置法に基づき平成28年10月に「ホームレスの実態に関する全国調査(以下「全国調査」という。)」を実施し、その結果を踏まえ、平成30年7月31日に、「ホームレスの自立支援等に関する基本方針(以下「基本方針」という。)」を策定し、地方公共団体が実施計画を策定する際の指針を示しました。

本県では、平成16年3月に、平成16年度から平成20年度を計画期間とする「愛知県ホームレス自立支援施策等実施計画」を策定し、以降3期15年にわたってホームレスの自立の支援等を行ってきました。

県内のホームレス数は、2,121人(平成15年1月全国調査)から大きく減少し、180人(平成31年1月全国調査速報値)となっています。この減少は、15年間にわたる取組みの成果であると考えられますが、依然として一定数のホームレスが健康で文化的な生活が保障されない厳しい路上(野宿)生活を送っています。

また、非正規雇用の増加などの雇用情勢の変化、あるいは単身世帯の増加、地域・家族の絆の希薄化といった傾向は、ごく普通に生活している人についても、ホームレスとなるリスクを増大させていると考えられます。

こうした中、引き続き県において実施計画を策定し、経済の動向等を注視しながら、着実に施策を推進していくことが必要です。本県は、第3期実施計画の評価、特別措置法及び基本方針を踏まえ、平成31年度から平成35年度までの5年間を計

画期間とする「第4期愛知県ホームレス自立支援施策等実施計画(以下「第4期実施計画」という。)」を定め、地域社会におけるホームレスに関する問題の解決に向けて取り組んでまいります。

第2 県内のホームレスの現状と問題点

1 ホームレスの現状

(1) ホームレス数<平成31年1月全国調査速報値>

- 県内のホームレスの人数は全体で180人であり、平成15年調査の2,121人から大きく減少しています。そのうち、名古屋市が120人(平成15年調査においては1,788人)、その他の市町村が60人(平成15年調査においては333人)となっています。

ホームレスが確認された市町村は54市町村のうち19市町で、そのうち3市では、10人以上が確認されました。

- 生活している場所については、都市公園が35.0%(平成15年においては調査61.2%)、河川敷35.0%(平成15年調査においては15.6%)、その他の施設15.0%(平成15年調査においては8.4%)、道路11.1%(平成15年調査においては13.8%)、駅舎3.9%(平成15年調査においては1.0%)の順で、平成15年調査と比べると、都市公園の割合が減少し、河川敷やその他施設の割合が増加しました。

※ その他の施設には、主に名古屋市で確認されている、常設の小屋等を持たない、いわゆる移動型を含みます。

- 性別では、男性81.7%(平成15年調査においては93.5%)、女性6.1%(平成15年調査においては3.7%)、不明12.2%(平成15年調査においては2.8%)で、不明の比率が平成15年調査より大きく増加したことは、移動型ホームレスの割合が増加したことによると考えられます。

(2) ホームレスの実態に関する全国調査（生活実態調査）

平成 28 年ホームレスの実態に関する全国調査（生活実態調査）から

ホームレスの実態に関する全国調査（生活実態調査）実施状況	
1	平成 15 年 1 月調査 県内では、名古屋市（対象者 205 人）と、豊橋市、岡崎市及び豊田市（3 市計 45 人）が対象。
2	平成 19 年 1 月調査 県内では、名古屋市(対象者 225 人)が対象。
3	平成 20 年県単独ホームレス生活実態補完調査 平成 20 年 3 月から 5 月にかけて、平成 19 年 1 月に生活実態調査の対象とならなかった名古屋市以外の状況を調査するために、名古屋市以外の 12 市町(対象者 57 人)で実施。
4	平成 24 年 1～2 月調査 県内では、名古屋市（対象者 113 人）と、豊橋市、岡崎市、豊田市、一宮市及び春日井市（5 市計 39 人）が対象。（岡崎市、豊田市、一宮市及び春日井市については県独自調査）
5	平成 28 年 10 月調査 県内では、名古屋市（対象者 72 人）と、豊橋市（9 人）が対象。

※以下、名古屋市における平成 28 年調査の結果を全国のデータと比較し、（参考）として平成 15 年調査の結果を記載してあります。

○ 平均年齢

	平成 28 年調査		（参考）平成 15 年調査	
	平均年齢	55 歳以上	平均年齢	55 歳以上
全国	61.5 歳	78.7%	55.9 歳	58.8%
名古屋市	67.1 歳	78.9%	56.5 歳	59.6%

名古屋市のホームレスは全国と同様に高齢化が進んでおり、平均年齢、55 歳以上の年齢分布割合ともに、全国よりやや高くなっています。

○ 路上（野宿）生活の期間

	平成 28 年調査		（参考）平成 15 年調査	
	3 年未満	5 年以上	3 年未満	5 年以上
全国	34.4%	55.1%	56.4%	24.0%
名古屋市	25.0%	63.9%	58.3%	27.0%

名古屋市のホームレスの路上（野宿）生活期間は、全国と同様に長期化しています。

○ 収入を伴う仕事

	平成 28 年調査		(参考) 平成 15 年調査	
	収入を伴う仕事をしている		収入を伴う仕事をしている	
全国	55.6%		64.7%	
名古屋市	63.9%		77.1%	

収入を伴う仕事をしていると答えた人は、名古屋市では平成 15 年調査に比べて減少しておりますが、全国よりも高い水準となっています。

○ 仕事の内容（複数回答）

	平成 28 年調査			(参考) 平成 15 年調査		
	廃品 回収	建設 日雇	運輸 日雇	廃品 回収	建設 日雇	運輸 日雇
全国	70.8%	12.0%	1.8%	73.3%	17.0%	2.2%
名古屋市	70.6%	3.9%	7.8%	83.5%	12.7%	6.3%

仕事をしていると回答した人に仕事の内容を複数回答でたずねた結果、大半がアルミ缶などの「廃品回収」でした。「廃品回収」の次に多いのは、全国では「建設日雇」、名古屋市では「運輸日雇」ですが、いずれも「廃品回収」をしている人とは大きな開きがあります。

○ 仕事の月収

	平成 28 年調査			(参考) 平成 15 年調査		
	1~3 万円	3~5 万円	5 万円以上	1~3 万円	3~5 万円	5~10 万円
全国	30.7%	33.6%	25.9%	35.2%	18.9%	13.5%
名古屋市	36.4%	31.8%	18.2%	40.5%	20.9%	10.1%

名古屋市では、5 万円以上の割合が全国に比べ低い状況にあります。

○ 仕事以外の収入

	平成 28 年調査	(参考) 平成 15 年調査
	仕事以外の収入がある	仕事以外の収入がある
全国	19.4%	13.4%
名古屋市	19.7%	12.2%

名古屋市の仕事以外の収入がある人は、全国とほぼ同水準となっています。

○ 健康状態

	平成 28 年調査			(参考)平成 15 年調査	
	良い	悪い	普通・ わからない	良い	悪い
全国	26.9%	27.1%	46.0%	51.5%	47.4%
名古屋市	29.2%	23.6%	47.2%	48.3%	51.7%

※平成 15 年調査には、「普通」「わからない」の項目がない。

名古屋市では健康状態が「良い」と回答した人が、全国よりやや高く、「悪い」と回答した人はやや低い状況となっています。

○ 自立に向けた今後の希望

	平成 28 年調査				(参考) 平成 15 年調査			
	就職	半福祉 半就労	福祉施 策利用	現状 維持	就職	半福 祉半 就労	福祉 施策 利用	現状 維持
全国	24.6%	12.8%	10.1%	35.3%	49.7%	8.6%	7.5%	13.1%
名古屋市	27.1%	8.6%	14.3%	25.7%	47.8%	6.8%	5.9%	14.6%

名古屋市では、「きちんと就職して働きたい」(表の「就職」)、「福祉の支援を受けながらの軽い仕事」(表の「半福祉半就労」)、「福祉施策を利用して生活したい」(表の「福祉施策利用」) など、何らかの形でホームレス状態を脱却したいと希望する人が約半数であり、概ね全国の傾向と一致しています。

また、「今のままでいい」(表の「現状維持」)と回答している、自立する意欲の低い人の割合は、全国よりも低くなっています。

2 現状における問題点と課題

- ホームレス数は、平成 15 年 1 月調査から 16 年経過した平成 31 年 1 月調査にかけて、県全体で 91.5%減少しました。特に名古屋市は 93.3%と大きく減少し、名古屋市以外の市町村では、82.0%の減少でした。

また、ホームレスの自立数(ホームレス状態から脱却した人)は、平成 16 年 4 月から平成 30 年 3 月までの 14 年間で、延べ 16,230 人でした。内訳は、名古屋市が 11,328 人、名古屋市以外が 4,902 人となっています。自立者 16,230 人のうち、何らかの形で生活保護を利用した人は 11,194 人で自立者の 69%を占めています。
- 平成 15 年 1 月調査においては、県内のホームレス数の 84.3%が名古屋市に集中していました。平成 31 年 1 月調査では 66.7%に減少しているものの、依然として名古屋市のホームレスの占める比率が高くなっていることから、名古屋市における対策が中心的課題となります。
- 名古屋市を除く地域では、豊橋市と岡崎市に多くのホームレスが集中しており、両市あわせると県内ホームレスに占める比率は平成 31 年 1 月調査では 15.6%となっています。各地域の実情に応じて適切な対策を講じることが必要です。
- ホームレスの起居の場として都市公園及び河川敷の占める割合が県全体で高くなっています。特に河川敷では、大雨による河川の増水時に危険が及ぶことが想定されます。
- 平成 28 年 10 月のホームレスの生活実態調査の結果から、全国と同様に、県内ホームレスの高齢化、期間の長期化、自立意欲の低下(ホームレス状態のままでもいい)の傾向が見られました。また、確認されたホームレス数は減少しているものの、同調査の結果から、約 9 割のホームレスが、巡回相談員に会ったことがあるにもかかわらず、路上(野宿)生活を継続していることが判明しており、様々な理由で福祉の施策を利用できないでいるホームレスに対して施策の浸透を図るため、継続した取組みが重要となっています。

- 名古屋市以外の市町村では、自立支援センターがなく、旅館借上げ方式等による一時生活支援事業の実施も一部にとどまっているため、生活保護による自立が中心であり、保護の適正な実施と保護適用後における地域生活の定着支援（アフターフォロー）の推進が重要です。

- ホームレス数の減少ほど自立者（＝施策の利用者）が減少していない背景には、概数調査では把握できないホームレス層の増加が想定されます。実態の把握が困難なこれらの方々のニーズに、自立相談支援事業を実施する機関（以下「自立相談支援機関」という。）を中心として対応していくことが課題となっています。

第3 ホームレス自立支援施策の推進方策

1 基本目標

- 経済・雇用情勢の動向や地域の実情に応じてホームレス自立支援施策を実施することにより、これまでの全国調査で一番少なかった180人（平成31年1月調査）より更なるホームレス数の減少をめざします。
- 12項目の個別課題について「推進すべき取組」を掲げ、計画期間内に具体的な進展を図ります。

2 ホームレス自立支援施策の個別課題及び推進すべき取組

ホームレス自立支援施策として考えられる12項目の課題ごとに、県内において進めることが必要と考えられる取組方針についてまとめます。

この取組方針は、国、県、市町村、民間団体等がそれぞれ役割分担をし、連携・協力して、できる限り早期に進めていくものですが、特に県が主体となって取組んでいくものについては、《県の取組》として明示しています。

(1) ホームレスの就業の機会の確保

就業による自立の意思があるホームレスに対して、ホームレスの自立の支援等を行っている民間団体との連携や、求人の確保、職業相談の実施及び技能講習等による職業能力の開発・向上を図ります。

現状と課題

- 就業自立を望んでいるホームレスは、全国で24.6%、名古屋市で27.1%でした。（平成28年生活実態調査）。しかし、ホームレスの平均年齢は高齢化しており、稼働年齢層にあっても健康状態の悪化等により就業に制約のある人も多いのが現状です。
- ホームレスの就業のためには、個々のホームレスのニーズや就業能力に応じたきめ細かな支援が必要です。

- ホームレスに対する偏見をなくし、ホームレスの就業を社会全体が受け入れていく必要があります。
- 就業は可能であっても、就業のみで自立が困難な人に対しては、生活保護を含めた福祉による援助を併せて行うことが求められます。

推進すべき取組

- ホームレスの雇用に対する理解を深めるため、事業主等に対する啓発活動を実施すること。 【国・県・市町村】

《県の取組》

- ・ ホームレスの雇用について、事業主を始め広く県民一般の理解と協力を得るための広報・啓発に努めます。
- ・ 愛知ホームレス就業支援事業推進協議会が実施する事業と連携を図ります。
- ・ 名古屋市や愛知労働局と共同で経済団体等の関係者を交えた会議を定期的を開催し、ホームレスの雇用促進の環境整備に努めます。

※愛知ホームレス就業支援事業推進協議会とは

厚生労働省の委託を受け、就業意欲のあるホームレスの就業機会の確保を図るために就業支援相談、ホームレスの就業ニーズに応じた仕事の開拓・提供や職場体験講習を行っている。

- ホームレスの就業に結びつく可能性の高い職種の求人開拓や、求人情報の収集を行い、民間団体とも連携を図り、それらの情報についてホームレスへの提供を進めること。 【国・県】

《県の取組》

- ・ 愛知労働局、ハローワークとの連携による求人開拓、求人情報の提供を進めます。
- ・ 高齢のため再就職が困難であるものの地域の住宅に入居した健康な人に対してはシルバー人材センターの活用支援を進めます。

- 自立支援センター等においてきめ細かな就業支援相談を実施し、ハローワークの職業紹介、職場定着指導との連携を図ること。【国・県・市町村・民間団体】

《県の取組》

・名古屋市の自立支援センターの入所者等を対象とした就業支援相談（カウンセリング）を実施して就業促進に努めます。

- 就業困難者に対する一定期間の試行的雇用事業である「トライアル雇用事業」等の活用により雇用機会の創出を図ること。 【国・県・市町村・民間団体】

《県の取組》

・国の「トライアル雇用事業」の実施について積極的に協力します。

- 技能講習、職業訓練の実施によりホームレスの職業能力の開発・向上を図ること。
【国・県・市町村・民間団体】

《県の取組》

・技能講習や資格取得による就業促進を目的とした国の「技能講習事業」の実施について積極的に協力します。

・公共職業訓練への受入を図ります。

- 一時宿泊施設（シェルター）及び自立支援センターの入所者に対して、規則正しい生活習慣や就業習慣の醸成を目的とした就業訓練を実施すること。

【国・県・市町村】

《県の取組》

・市町村が行う就労訓練事業を支援します。

(2) 安定した居住の場所の確保

安定した居住の場所（住居）の確保は、ホームレス問題解決の根幹となるものです。

就職の場合はもとより福祉等の行政サービスを受けるにも、通常の場合一定の「住所」が求められます。就業による自立、生活保護、年金受給等による自立のいずれについても、その前提として安定した居住場所を確保することが基本となります。

現状と課題

- ホームレス状態からの脱却の際、必要とするアパート等の確保が困難な場合があ

ります。

路上（野宿）生活後、不動産仲介業者・自立支援センター・福祉事務所で住居を探した者のうち安価な民間住宅情報を得られた方が、全国で 55.0%(40.6%)、名古屋市で 66.7%(23.5%)でした。（平成 28 年生活実態調査。（ ）内は平成 19 年調査）

- 入居契約に際しては一般的に連帯保証人が要求されますが、ホームレスの大半が家族・親族等との連絡が途絶えていることからその確保は困難です。
- ホームレス生活が長期にわたる等の事情から、地域社会の中で直ちに自立した日常生活を営むことが困難なため、住宅への入居に際して日常生活に関する訓練や支援が必要な場合もあります。
- ホームレスに対する偏見をなくし、ホームレスの居住を社会全体が受け入れていくことが必要です。

推進すべき取組

- 自立の意思があり、地域社会の中で自立した居宅生活を営むことが可能なホームレスに対して、公営住宅の優先入居制度の活用等による入居の支援を図ること。
【県・市町村】
《県の取組》
・県営住宅において「ホームレス優先入居制度」を実施します。
- 直ちに自立した日常生活を営むことが困難なホームレスに対して、自立支援事業等による日常生活に関する訓練や支援を実施し、地域社会への定着を支援すること。
【県・市町村・民間団体】
- 自立の意思のあるホームレスに対して、地域における低廉で、保証人の不要な民間賃貸住宅に関する情報並びに民間の保証会社等に関する情報を提供すること。
【国・県・市町村・民間団体】

《県の取組》

・愛知県住宅確保要配慮者居住支援協議会^{※1}と連携して、ホームレスに対する住宅情報の提供（新たな住宅セーフティネット制度^{※2}、愛知県あんしん賃貸支援事業^{※3}）に努めます。

※1 愛知県住宅確保要配慮者居住支援協議会

住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（（平成19年法律第112号）、以下「住宅セーフティネット法」という）第51条に基づき、住宅確保要配慮者又は民間賃貸住宅の賃貸人に対する情報の提供等の支援その他の住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進に関し必要な措置について協議するため、賃貸住宅関係事業者、居住支援団体、地方公共団体（県、政令市、中核市、特例市、半田市）で設置された協議会。

※2 新たな住宅セーフティネット制度

住宅セーフティネット法に基づき、高齢者等の住宅確保要配慮者[※]に対する、入居を拒まない住宅の登録や居住支援を行う居住支援法人の指定やそれらの情報提供を行う制度。

※住宅確保要配慮者

住宅セーフティネット法第2条に規定する者で、具体的には、低額所得者（月収15万8千円以下）、被災者（発災後3年以内）、高齢者、障害者、子育て世帯（高校生までの子供を養育する世帯）、外国人、都道府県が賃貸住宅供給促進計画で定める者など。

※3 愛知県あんしん賃貸支援事業

家賃等を適正に支払い、地域社会の中で自立した日常生活を営むことができる「高齢者、障害者、外国人、一人親、小さい子供がいる、被災者、失業者、DV被害者の世帯」の入居を拒まない住宅等の登録や情報提供を行う制度。

- 入居に際しての保証人の確保や、日常生活に関する支援について、社会福祉法人、NPO等の民間団体との連携により支援を進めること。【県・市町村・民間団体】

《県の取組》

・住宅セーフティネット法に基づく、住宅確保要配慮者に対する居住支援を行う居住支援法人の指定及び、それらの情報提供に努めます。

- 民間賃貸住宅にかかわる団体等を通じて特別措置法の趣旨等を周知し、ホームレスの入居に対する家主、賃貸住宅経営者等の理解を促進すること。

【国・県・市町村・民間団体】

《県の取組》

・愛知県住宅確保要配慮者居住支援協議会と連携して、ホームレスの入居に対する家主、賃

貸住宅経営者等の理解を促進します。

・ホームレスの入居について、家主を含め、広く県民一般の理解と協力を得るための広報・啓発に努めます。

(3) 保健及び医療の確保

ホームレスは、路上（野宿）生活により健康状態が悪化していることが多く、身体面はもちろん、精神面においても対応が必要な場合があります。ホームレスの自立支援のためには、保健及び医療の確保が欠かせません。

現状と課題

- 身体の不調を訴えるホームレスが一定割合存在するものの、医療機関受診につながっている人は一部のみです。
- 居住環境によっては、衛生状態がよくないことが想定されます。
- 多くのホームレスは定期的な健康診断を受けていないことから、疾病の早期発見・治療が困難な状況にあります。
- ほとんどのホームレスは医療保険に加入していないことから、必要な医療が十分に受けられない状況にあります。
- ホームレスは路上（野宿）生活による孤立した生活環境から心の問題やアルコール依存に陥る場合があります、心のケアが必要です。
- ホームレスは、路上（野宿）生活による過酷な環境の下で生活が不規則になりがちのため、疾病を防御する機能が低下し、結核等の感染症や生活習慣病（高血圧症、糖尿病、歯周病等）に罹患しやすい上、受診の遅れから重症化した状態での発見となりがちです。
- ホームレス個々のニーズに応じた健康対策や医療対策を推進していくとともに、

ホームレスの衛生状況を改善していく必要があります。

推進すべき取組

- 県と市町村が連携してホームレスの健康状態の把握に努めるとともに、疾病の予防、検査、治療等ができる体制を確保すること。 【県・市町村】

《県の取組》

- ・ホームレスが健診を受診できる機会の確保を関係機関に働きかけます。
- ・市町村と連携し、福祉保健巡回相談等を通じて、ホームレスの健康状態の把握に努め、健診を勧奨します。
- ・健診を受ける機会のないホームレスについては健診の機会を提供します。

- ホームレス自身が健康に関心を持ち、自らのできる範囲で日常生活を改善できるよう支援すること。 【県・市町村・民間団体】

- 保健所や市町村保健センターにおいて、窓口や巡回による健康相談、保健指導を実施し、医療の必要があるホームレスについては適切な医療が受けられるよう自立相談支援機関や福祉事務所等と連携して医療機関への受診につなげること。

【県・市町村】

《県の取組》

- ・自立相談支援機関や福祉事務所、保健所等の連携による福祉保健巡回相談を実施します。
(名古屋市以外の地域対象)

- 結核に罹患しているホームレスに対して自己判断での服薬中断等不適切な治療による結核の再発や薬剤耐性化を防ぐため、保健所保健師の訪問等による服薬対面支援（DOTS等）を行うこと。【県・市】

《県の取組》

- ・結核患者が発見された場合には、保健所で適切な対応（入院、DOTS等）を行います。

- ホームレスの診療（歯科を含む）に対する医療機関の協力を求めるとともに、急迫した状態にある者及び要保護者が医療機関に緊急搬送された場合には生活保護（医療扶助）を適用して必要な医療の確保を図ること。 【県・市】

《県の取組》

- ・医療機関の受入れ協力を促すとともに、治療を要する者に対する生活保護の適正な適用を行うことにより、ホームレスに対する医療の確保に努めます。
- ・無料低額診療事業（社会福祉法第2条第3項第9号に規定する第2種社会福祉事業）を行う医療機関に積極的な協力を要請します。

(4) 生活に関する相談及び指導

失業、病気やけが、家庭問題、借金問題等、ホームレス状態に至った要因や背景は個々のホームレスによって様々であり、その健康状態、意識、稼働能力等もそれぞれ異なっています。

社会から孤立するホームレスに対しては、対話による接点（人とのつながり）を維持することも必要です。

ホームレス個々の状況を把握し、本人の意思を尊重しながら、そのニーズに合った支援を行うためには、関係機関の相互連携を強化した総合的な相談体制を確立していくことが必要です。

現状と課題

- 県及び市では、生活困窮者自立相談支援員を配置し、ホームレスの起居する場所への巡回相談を実施しています。この巡回相談は、ホームレスとの信頼関係の構築により、路上（野宿）生活からの脱却の際に福祉事務所等との橋渡しの役割を果たしています。
- 相談の実施及びその後の適切な対応のために、自立相談支援機関を中心として、市町村の福祉関係部局、保健所等の保健・医療の関係部局や公共施設の管理者その他の関係機関相互が連携・協力して対応しています。
- ホームレスの多くは過去に職歴があり、年金の受給が可能な人もいます。年金が受給できる可能性のある人に対しては、年金事務所等での受給資格の確認や請求手続などについて支援が必要です。

- 個々のホームレスの状況を的確に把握し、適時適切な相談・援助を行うためには、自立相談支援機関が中心となって相談が行われることが必要です。
- 地域によっては、民間団体との連携が拡がりつつありますが、地域の実情に応じて、社会福祉協議会、社会福祉士会、NPO、ボランティア団体等の民間団体を始め、民生委員、地域住民等との連携・協力を一層進める必要があります。
- 生活保護や自立支援事業など、過去に福祉施策を利用したことがあるにもかかわらず、路上（野宿）生活に戻ってしまうホームレスが一定数存在します。

推進すべき取組

- 地域の関係機関が連携・協力して、ホームレスの個々のニーズに応じた総合的な生活相談や援助を行うこと。また、当該生活相談及び援助を、ホームレス状態が解消され、居宅生活等が開始された後も一定期間継続して実施すること。

【県・市町村・民間団体】

- 相談を受けた機関は、相談の結果により、施設への入所助言、自立支援施策の活用に関する助言、専門機関の紹介等を行うとともに、関係機関に必要な連絡を行うこと。 【県・市町村・民間団体】

- 関係機関相互の連携を強化するため、ホームレスが相当数以上いる各地域単位でホームレスに対する対応を協議する場を設けること。 【県・市町村・民間団体】

(5) ホームレス自立支援事業等

ホームレス自立支援事業は、自立支援センターにおいてホームレスの安定就業による自立を総合的に支援する事業であり、特に多数のホームレスのいる地域において、ホームレスの自立支援施策の柱となるものです

現状と課題

- 現在、名古屋市に自立支援センター2か所が設置されています。自立支援事業は、就業意欲を持った方が落ち着いて求職活動ができる生活の場を提供するとともに、基本的な生活習慣の習得に向けた助言・指導等を行います。また、公共職業安定所からは職業相談員が、県からは就業支援カウンセラーが派遣されています。
- 名古屋市以外の市町村においては、市町村ごとのホームレス数が少ないため、自立支援センターは設置されていません。主として生活保護法の適用により、ホームレスの自立を支援しています。

■自立支援事業（自立支援センター）の概要

施設名	自立支援事業あつた	自立支援事業なかむら
設置場所	名古屋市熱田区	名古屋市中村区
運営開始日	平成14年11月28日	平成16年5月10日
対象者	緊急一時宿泊施設（シェルター）入所者や社会福祉事務所に相談に来所したホームレスのうち、就労意欲があり、心身の状態が就労に支障のない者	
定員	79人	69人
入所期間	原則6か月以内	
処遇内容	宿泊場所の提供、食事（1日3食）の提供、日用品の支給、健康相談、生活相談、職業相談・斡旋	

推進すべき取組

- 名古屋市においては、自立支援センターを中心にホームレスの就業による自立を積極的に支援すること。【国・県・市・民間団体】
《県の取組》
 - ・自立支援センター入所者に対する就業支援相談（カウンセリング）等の支援を中心に名古屋市の実施する自立支援事業に積極的に協力します。
- 名古屋市以外の市町村においては、地域の実情に応じて公営、民間住宅、福祉施設の活用などを図り、まず生活保護法の適用を中心にホームレスの自立支援施策を実施すること。【国・県・市町村・民間団体】

(6) ホームレスとなることを余儀なくされるおそれのある人たちに対する支援

現に失業状態や不安定な雇用関係にあり、かつ、不安定な居住環境にある人は、ホームレスとなることを余儀なくされるおそれがあり、その防止がホームレス問題の解決につながります。

現状と課題

- 定まった住居を喪失し、終夜営業店舗等に寝泊りする、いわゆる「ネットカフェ難民」など、特別措置法の定義を超えたホームレス層が存在していますが、これらの人たちは目視による概数調査や巡回相談では把握できないため、実態の把握が困難です。
- 例えば社員寮に住んでいた元派遣労働者など、不安定な雇用関係にあった人は、失業とともに住居も失うため、終夜営業店舗や路上（野宿）生活を転々とし、次の就職先が見つかるまでの間、一時的に福祉施策を必要とすることが想定されます。
- 失業状態や不安定な雇用関係にある人たちが、ホームレスになることを防止することが必要です。
- 家賃滞納や電気、ガス、水道のライフラインが止められている生活困窮者の把握に努め、福祉事務所が生活保護その他の措置の必要の有無を判断し、本人に対し生活相談・援助を行うことが必要です。

推進すべき取組

- 自立相談支援機関が中心となり、巡回相談等による地域における生活困窮者の把握及び支援が必要な方に対する相談窓口の周知等に努めること。【県・市町村】
- 福祉事務所等において、電気、ガス、水道等の事業者や、民生委員、居宅介護支援事業者等の福祉サービス提供事業者等との連絡・連携体制を強化し、必要な場合には生活保護の適用等の措置を講じること。【県・市町村・民間団体】

- 失業状態や不安定な雇用関係にある人に対して、関係機関、関係団体が連携して、職業相談、住宅、生活相談等支援を図ること。 【国・県・市町村・民間団体】

《県の取組》

- ・ 社会福祉協議会が行う「生活福祉資金」の貸付が活用されるようPRに努めます。
- ・ 公共職業訓練への受入を図ります。

- ハローワークや民間支援団体と連携した自立支援施策の広報を強化し、支援を必要とする人に対する施策の浸透を図ること。【国・県・市町村・民間団体】

《県の取組》

- ・ 名古屋市や愛知労働局と共同で経済団体等の関係者を交えた会議を定期的開催し、ハローワークを通じた自立支援施策のPRに努めます。
- ・ 県に設置しているホームレス自立支援対策推進協議会の枠組みを活用し、民間支援団体を通じた自立支援施策のPRに努めます。

※ホームレス自立支援対策推進協議会

愛知県のホームレス自立支援施策を推進するため設置されている、行政関係者、民間支援団体、地元経済団体、地域住民、学識者による会議。

- 失業状態や不安定な雇用関係にある人たちが、路上（野宿）生活に陥らないよう、旅館借上げ方式等による一時生活支援事業を実施すること。

【県・市・民間団体】

《県の取組》

- ・ 一時生活支援事業を実施します。（町村域対象）

(7) 緊急に行うべき援助及び生活保護法による保護の実施

路上（野宿）生活により、栄養状態や健康状態が悪化しているホームレスに対しては、医療機関への入院等緊急の援助が必要です。

なお、路上（野宿）生活を前提とした支援については、恒常的に実施するものではなく、あくまで緊急的かつ一時的な施策として位置づけられます。

生活保護の適用にあたっては、資産、能力、その他あらゆるものを活用してもなお最低限度の生活が維持できない人を対象とする原則を踏まえることはもち

ろんですが、単に、居住の場所がないことや稼働能力があることをもって保護の要件に欠けるものではないことに留意し、適切に実施していくことが必要です。

現状と課題

- ホームレスの多くは医療、福祉等の援助を必要としています。
- 一時生活支援事業は、名古屋市に常設施設が設置されているほか、県が所管する町村部と、13市で旅館等借上げ方式により実施されています。
- 援助を必要とするホームレスについては、早期発見が重要です。
- 生活保護の適用後は、再度路上（野宿）生活に戻ることがないように、地域での生活の定着支援（アフターフォロー）が必要です。
- ホームレス等の住居のない生計困難者を対象とする無料低額宿泊事業（社会福祉法第2条第3項第8号に規定する第2種社会福祉事業）が、平成30年7月1日現在、県内に33施設（入居定員1,429人）設置されています。
この事業の適正な運営を図るため、施設所在地の自治体では、指導指針を策定し、指導を行っています。
- ホームレスが生活保護を受給する際には、多くの場合、住居の確保が必要となりますが、保証人がいない等の問題があり、適切な支援が求められます。

推進すべき取組

- 自立相談支援機関や福祉事務所等による相談事業を通じて緊急的な援助を必要とするホームレスの早期発見に努め、発見した場合には、速やかに関係機関と連携して適切な対応を講じること。【県・市町村・民間団体】

《県の取組》

・ 自立相談支援機関や福祉事務所、保健所、施設管理者等との連携によりホームレスに対する相談活動を実施します。

- 旅館借上げ方式等を含む一時生活支援事業を実施すること。

【県・市・民間団体】

《県の取組》

・ 一時生活支援事業を実施します。(町村域対象)

- 生活保護の適用に際して住居を必要とするホームレスに対して、地域における低廉で、保証人の不要な民間賃貸住宅に関する情報並びに民間の保証会社等に関する情報を提供すること。【県・市町村・民間団体】

- 日常生活能力、金銭管理能力等からみて、直ちに居宅生活を送ることが困難なホームレスについては、保護施設、無料低額宿泊事業を行う施設等での生活保護の実施や、養護老人ホーム、障害者福祉施設への入所等適切な支援を行うこと。

【県・市町村】

- 無料低額宿泊事業の施設に入居している被保護者については、ケースワーカーの適切な訪問により生活状況を把握するとともに、居宅生活への移行や自立に向けた指導援助を行うこと。【県・市】

《県の取組》

・ 愛知県の「社会福祉法第2条第3項第8号に規定する宿泊所の運営・届出に関する指針」により、事業者指導を実施します。

・ 無料低額宿泊事業の施設に入居している被保護者に対し、生活保護自立支援プログラムの活用等により、居宅生活への移行や自立に向けた指導援助を行います。

- ホームレス状態にあつて、要保護状態にある方に対しては、無料低額宿泊事業以外にも、一時保護所や福祉施設、旅館等を利用し迅速な保護を適用すること。

【県・市】

- 病気等により急迫した状態にある者及び要保護者が医療機関に緊急搬送された場合には生活保護を適正に適用し医療扶助を行うこと。

なお、緊急搬送された病院で保護が適用になった者が退院する際には、改めて保護の要否判定を行い、その結果、保護を要すると判定された場合には、引き続き適正な保護を実施すること。【県・市】

- 生活保護の適用後は、自立支援プログラムを活用し、ホームレスの経済的自立、日常生活の自立、社会生活の自立を目指し、アフターフォローに努めること。

【県・市】

《県の取組》

- ・生活保護自立支援プログラムの活用の推進を図ります。

(8) ホームレスの人権の擁護

ホームレスの自立を社会全体が受け入れ、支援していくためには、まずホームレスに対する偏見や差別意識を解消し、人権意識の高揚を図ることが大切です。

現状と課題

- 心ない若者によるホームレスに対する暴力事件など、ホームレスに対する人権侵害と思われる事例が発生しています。
- ホームレスの人権の擁護については、ホームレス及び近隣住民の双方の人権に配慮していく必要があります。

推進すべき取組

- ホームレスに対する偏見や差別意識を取り除き、ホームレスの置かれている状況や自立支援の必要性について一般県民の理解を促進するため、広報・啓発活動を行うこと。【国・県・市町村・民間団体】

《県の取組》

- ・県の広報媒体による広報活動や、一般の県民、行政関係者等を対象とした講演会の開催、パンフレットの配布等の啓発活動を実施します。

・公立学校における人権教育を推進し、ホームレスに対する差別・偏見の解消に努めます。

- ホームレスの入居する施設の運営、あるいはホームレスに対する相談・支援の過程において人権の尊重と尊厳の確保に十分配慮していくこと。

【県・市町村・民間団体】

- 相談等を通じてホームレスに対する暴力、人権侵害の事案を認知した場合には、関係機関が連携・協力して適切な解決を図ること。

【国・県・市町村・警察・民間団体】

(9) 地域における生活環境の改善

ホームレスが公共施設を起居の場所としている場合には、当該施設の管理者は、ホームレスの人権にも配慮しつつ、施設の適正な利用のための措置をとることが必要です。

現状と課題

- 県内においては、31年1月現在、都市公園とともに河川敷で起居しているホームレスが最も多く(ともに35.0%)なっています。特に大雨による河川の増水時には、本人の生命に危険を及ぼす恐れがあります。
- 公共施設からの退去指導等を進めることが必要ですが、その際には自立支援施策等との連携や人権への配慮が必要です。
- 国、県、市町村等の公共施設の管理者と市町村の福祉部局を始め関係機関が十分な連携を図ることが必要です。

推進すべき取組

- ホームレスが公共施設を起居の場所としている場合には、当該施設の管理者は、市町村の福祉部局等と連絡調整し、ホームレスの自立支援施策等との連携を図ること。また、施設の適正な利用のために必要な場合には、巡視パトロールや、物件の

撤去指導、法令の規定に基づく監督処分等の措置をとること。【国・県・市町村】

(10) 地域における安全の確保等

ホームレスに関連した事件・事故の発生の防止、事件・事故が発生した場合の迅速・的確な対応により、地域住民の不安を除き安心・安全な地域環境を維持していくことも、重要なホームレス対策の一つです。

現状と課題

- 法令に基づき警察による地域安全活動や不法行為に対する検挙措置等が行われていますが、ホームレスに対する襲撃事件やホームレス同士の暴行事件等が発生しており、地域社会の理解と協力を得て、防止に努めることが必要です。

推進すべき取組

- 巡回相談等の際、ホームレスから襲撃事件等の聞き取りをし、事例があれば警察に通報すること。【国・県・市町村・民間団体】
- 地域における安全の確保及びホームレスの被害防止を図るため、警察によるパトロール活動を強化すること。【警察】
- 地域住民等に不安や危害を与える事案、ホームレス同士による暴行事件等については、速やかに指導、取締り等の措置を講じるとともに警戒活動を強化して再発防止に努めること。【警察】

(11) 民間団体との連携

ホームレスの個々の事情に対応したきめ細かな支援活動を実施している民間団体は、ホームレスの自立支援について重要な役割を果たしています。ホームレスの自立に向けた各種の支援が一体的に実施されるよう、行政と民間団体との連携・協力を一層進めていくことが重要です。

現状と課題

- ホームレスを支援する民間団体は、ホームレスに対して各種の相談、一時保護所の設置、定期的な炊き出し（食事の提供）、デイケア、パトロール、診療等の支援活動を行っています。
- ホームレスの支援に関し、行政と支援団体との連携、協力を一層推進していくことが必要です。

推進すべき取組

- 国、県、市町村、社会福祉協議会、社会福祉士会、NPO、ボランティア団体、民生委員等との定期的な情報交換や意見交換を行うこと。

【国・県・市町村・民間団体】

《県の取組》

- ・ ホームレス自立支援対策推進協議会のほかに、各地域レベルでも同様の協議会の設置を働きかけて、県内のホームレス自立支援施策の積極的推進を図ります。

- 行政と民間団体等との役割分担による連携・協力事業の推進を通じてホームレスの自立支援体制を強化していくこと。【国・県・市町村・民間団体】

(12) ホームレスを生まない地域社会づくりの実現（地域福祉の推進）

社会環境の変化とともに核家族の定着や地域住民相互のつながりが希薄化してきています。

こうした家族の扶養機能や地域の支援機能等の低下の中で、家族や地域のセーフティーネットが十分機能しなくなっており、特に大都市では単身者が多く地域連帯の気運に乏しいなど、社会から孤立した状態に陥りやすい環境にあります。

ホームレス問題の解決のためには、ホームレスの自立を直接支援する施策を実施するとともに、新たなホームレスを発生させない地域社会の実現に向けて、地域福祉の推進を図ることが大切です。

現状と課題

- 地域社会づくりを実現するために地域福祉の推進を図ることが重要であり、地域福祉計画の策定とともに、NPO 等が活動しやすい環境づくりの支援、民生委員・児童委員活動の円滑な遂行及び充実、委員の資質向上、日常生活自立支援事業の利用推進を図ることが必要です。

推進すべき取組

- 地域福祉計画を策定し、その推進により地域の支援機能の向上を図ること。
【県・市町村・民間団体】
- NPO等が活動しやすい環境づくりを支援すること。
【県・市町村・民間団体】
- 民生委員・児童委員活動の円滑な遂行及び充実、委員の資質向上を図ること。
【県・市町村・民間団体】
- 日常生活自立支援事業の利用の推進を図ること。【県・市町村・民間団体】

3 計画の推進

(1) 計画の推進体制

- 愛知県ホームレス問題連絡調整会議において、計画期間の年度ごとに県内全体の状況把握を行い、計画のフォローアップを行っていきます。
- 行政関係者のほか民間団体関係者や地域住民、学識者等を交えたホームレス自立支援対策推進協議会を設け、ホームレス問題や具体的な支援策等について協議し、関係者が連携・協力して積極的な対策の推進を図っていきます。

(2) 関係者相互の役割分担と連携・協力

- 計画の推進に当たっては、行政、民間を含め、多方面の関係者が役割を分担し、

相互に緊密な連携・協力を図りながら、社会全体でホームレスに関する問題の解決を図っていくことが必要です。

- 県は、広域的な観点から、市町村が実施する各種施策が円滑に進むように市町村間の調整、市町村実施計画の策定や各種施策の取組みに関する情報提供を行うとともに、必要に応じて自ら主体となって施策を実施していきます。
- 地域に根ざしたきめ細かな施策を必要とするホームレス対策は、本来市町村が実施すべきです。市町村は、基礎的な自治体として積極的にホームレスの自立支援に向けた施策を実施していくことが必要です。

なお、市町村の実情に応じた施策を実施するために必要があると認めるときは、国の基本方針及びこの計画に即して、市町村自らホームレス対策に関する実施計画を策定し計画的に施策を実施することが必要です。
- ホームレスが所在する施設の管理者は、個々のホームレスの人権に配慮し自立支援施策等との連携を図りつつ、施設の適正な利用の確保に努めることが必要です。
- 社会福祉協議会、社会福祉法人、NPO、ボランティア団体等の民間団体は、ホームレスに対する支援活動において重要な役割を担っており、その団体の目的に応じ、ホームレスに対する支援活動を実施していくことが必要です。
- 県民は、ホームレスに関する問題について理解を深めるとともに、地域社会において実施されるホームレス自立支援施策に協力するよう努めることが必要です。
- ホームレス自身も、行政や民間の支援を活用すること等により、自らの自立に努めることが大切です。

4 計画期間、見直し等

- この計画の運営期間は、平成 31 年度から 35 年度までの 5 年間とします。

- 運営期間満了により計画を見直すに当たっては、県内のホームレスの状況等を客観的に把握するとともに、関係者からの意見聴取などにより実施計画に定めた施策の評価を行い、結果を公表します。